

保護者のみなさま

豊中市立第十七中学校
校長 富士原 智予

非常変災時における対応について（お願い）

大雨、暴風等の非常変災時には、下記のように対応いたしますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いたします。

記

1. 気象条件による変災等について

- 豊中市に、
- 暴風警報
 - 大雨警報（浸水害）
 - 大雨警報（土砂災害、浸水害）
 - 洪水警報
 - 暴風特別警報
 - 大雨特別警報

これらのいずれかが発令された場合

＜ご注意ください！＞
大雨警報（土砂災害）だけが
発令されても、自宅待機や臨時
休業になりません。

- ① 午前7時～午前10時までに、いずれかの警報が発令中の場合 ➡ 「自宅待機」
- ② 午前10時までに、警報が解除された場合 ➡ 解除されしだい「登校」
- ③ 午前10時を過ぎてもなお、いずれかの警報が発令中の場合 ➡ 「臨時休業」

- ※ 大雨警報（土砂災害）だけが発令されても、自宅待機や臨時休業にはならず、通常通りの授業となります。
- ※ 警報発令が市町村ごとになっていますので、「北大阪」に警報がでていても、「豊中市」が含まれないことがあります。
- ※ 登校後、警報が発令された場合は、状況により下校を早める場合があります。

2. 地震発生の場合

(1) 登校前

- ① 豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、「臨時休業」とします。
- ② 震度5未満であっても被害が発生した場合、また危険な時は、安全確保の上から保護者の判断で「自宅待機」とすることがあります。

(2) 登校後

学校で状況判断の上、下校や校内待機の措置を取ります。

3. 予期しない災害、非常事態が発生した場合

生徒の安全確保を最優先に考え、ご家庭で安全の確認ができるまで登校を控えてください。

保護者のみなさまへ

学校連絡メール（すぐメール）の登録について

5月21日（金）午前中に、学校連絡メール（すぐメール）を3回配信しております。
1回目は7時、2回目は8時29分、3回目は8時41分です。

学校連絡メールをすでに登録されていた方で、このたびメール受信できなかった場合は、設定等を確認いただくか、お手数ですが再度の登録をお願いいたします。

登録方法の用紙が必要な場合は、学級担任までお知らせください。登録方法の用紙をお渡しいたします。

急な連絡が発生した場合の連絡手段の一つとして、学校連絡メールを活用いたしますので、登録のご協力をよろしくお願いいたします。